

平成29年12月26日
京都府条例第41号

京都府国民健康保険事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、負担金、調整交付金、一般会計繰入金、国民健康保険事業費納付金及び諸収入をもってその歳入とし、国民健康保険保険給付費等交付金その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算から適用する。

平成29年12月26日
京都府条例第42号

京都府国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2第1項の規定により、国民健康保険保険給付費等交付金（以下「国保交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(国保交付金)

第2条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する普通交付金は、同条第2項に規定する費用に応じ、知事が別に定めるところにより交付する。

2 令第6条第1項に規定する特別交付金は、市町村の財政状況その他の事情に応じ、知事が別に定めるところにより交付する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、国保交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月26日
京都府条例第43号

京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により、国民健康保険事業費納付金（以下「国保納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(国保納付金)

第2条 国保納付金は、知事が別に定めるところにより、市町村から徴収するものとする。

(医療費指数反映係数等)

第3条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第9条第3項に規定する条例で定める基準は、同条第1項第2号イの医療費指数反映係数が、0を超え、かつ、1以下の範囲内であることとする。

2 令第9条第4項に規定する条例で定める値は、令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる値とする。

3 令第9条第5項に規定する条例で定める基準は、同条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数が、同条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

4 令第9条第6項に規定する条例で定める数は、令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる数とする。

5 令第9条第7項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

6 令第9条第9項に規定する条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数等)

第4条 令第10条第3項に規定する条例で定める基準は、同条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数が、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であ

ることとする。

- 2 令第10条第4項に規定する条例で定める数は、令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる数とする。
- 3 令第10条第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。
- 4 令第10条第7項に規定する条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(介護納付金納付金所得係数等)

第5条 令第11条第3項に規定する条例で定める基準は、同条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数が、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

- 2 令第11条第4項に規定する条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。
- 3 令第11条第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。
- 4 令第11条第7項に規定する条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国保納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月26日
京都府条例第44号

京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月26日
京都府条例第45号

京都府附属機関設置条例及び京都府国民健康保険財政安定化
基金条例の一部を改正する等の条例

(京都府附属機関設置条例の一部改正)

第1条 京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）の
一部を次のように改正する。

別表知事の項中

京都府国民 健康保険運 営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律 第192号）第11条第1項及び第3項に規定する国民健康 保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ 調査審議し、意見を答申する事務
------------------------	---

を削る。

(京都府国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第2条 京都府国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年京都府
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康
保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6
条第1項」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条
の2第1項」に改める。

第2条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別
会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改める。

第5条を削り、第7条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改め、同条を
第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(処分)

第9条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成する

ための費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(償還方法)

第3条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第14条第1項に規定する基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けた市町村は、当該貸付金を3で除して得た金額を、貸付けを受けた年度の翌々年度から当該年度の2年後の年度までの各年度において、知事が定める償還時期に償還するものとする。ただし、同条第5項の規定により償還期限が延期された場合又は次条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

(繰上償還)

第4条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(条例で定める特別の事情)

第5条 令第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情であって、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障を及ぼすものとする。

- (1) 災害
- (2) 地域経済に影響を及ぼす企業の倒産
- (3) 地域の主要な生産物の価格の低下
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が認める事情

(財政安定化基金拠出金)

第6条 知事は、令第22条第1項に規定する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）を、令第17条第1項の基金事業交付金の交付を受けた市町村（以下「交付市町村」という。）から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、大規模な災害等により、

交付市町村のみから拠出金を徴収することが適当でないとき認めるときは、交付市町村以外の市町村から拠出金を徴収することができる。

- 3 知事は、前項の規定により拠出金を徴収するときは、あらかじめ、同項の規定により拠出金を徴収する市町村の意見を聴かなければならない。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に限り、第9条の規定にかかわらず、国民健康保険法附則第25条の規定により、その一部を取り崩すことができる。

(京都府国民健康保険広域化等支援基金条例及び京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都府国民健康保険広域化等支援基金条例（平成15年京都府条例第10号）
- (2) 京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年京都府条例第41号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(京都府国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による廃止前の京都府国民健康保険広域化等支援基金条例の規定に基づき貸し付けた資金については、なお従前の例による。
(京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 第3条の規定による廃止前の京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定に基づき交付した京都府国民健康保険調整交付金については、なお従前の例による。

京都府告示第23号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月23日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 令第9条第3項の規定により知事が定める医療費指数反映係数は、1とする。
- 2 令第9条第5項の規定により知事が定める一般納付金所得係数は、0.8358708479232とする。
- 3 令第9条第8項の規定により知事が定める一般納付金基礎額調整係数は、0.9602684877546とする。
- 4 令第9条第9項の規定により知事が定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 5 令第10条第3項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.8227174496455とする。
- 6 令第10条第6項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、0.999999999198とする。
- 7 令第10条第7項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 8 令第11条第3項の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数は、0.7828491836012とする。
- 9 令第11条第6項の規定により知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数は、0.9999999976526とする。
- 10 令第11条第7項の規定により知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。